

重要事項説明書

(居宅介護支援)

社会福祉法人 東京蒼生会
さの指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書

＜ 令和7年4月1日 現在 ＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5682-0281（営業時間内） * ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. さの居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	さの指定居宅介護支援事業所
所在地	東京都足立区佐野二丁目30番12号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 第1372100899号)
サービスを提供する地域	足立区日常生活圏域北東地区

(2) 同事業所の職員体制

従業者の職種	正規常勤	非正規常勤	業務内容	計
管理者(兼務)主任介護支援専門員	1名		事業の統括 介護支援専門員兼務	1名
主任介護支援専門員		1名	プラン作成、給付管理、連絡調整等	5名
介護支援専門員	1名	2名		

(3) 営業時間

平日	午前8時45～午後5時30分
休業日	日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3)

* 緊急連絡電話 03-5682-0281

24時間連絡体制 上記の営業日及び営業時間以外につきましても24時間の連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。

○ 運営の方針

- ① 介護支援専門員は、利用者の状況や環境等に応じ、可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営めるよう、利用者の立場に立って援助を行います。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、選択に基づき、適切なサービスが総合的・効率的に提供されるよう中立公平な立場にたって援助します。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関と綿密に連携を図り、が総合的・効率的に提供されるよう中立公平な立場にたって援助します。

○ 事業所としての業務

- ① 事業継続に対する取り組み
感染症及び災害が発生した場合であっても、業務継続に向けた取り組みを実施いたします。
半年に1度検討委員会の開催。介護支援専門員に対し研修及び訓練を定期的を実施する。
また、当事業所において職員が、感染・急病・交通事故・怪我などにより意志の疎通ができない状況等で、利用者情報を緊急に把握する必要がある場合、他の居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス計画書の内容や介護サービス利用情報を開示いたします。
- ② 医療との連携
入院時における医療機関との連携促進を図れるよう、利用者様が入院した場合には担当職員にご連絡ください。また、主治医・歯科医師・薬剤師等にも必要な情報伝達を行います。
- ③ 公正中立なケアマネジメントの確保
利用者様の状態に合わせ、複数の事業所の提案・紹介をいたします。また、前6か月における、訪問介護等の利用割合を別途資料にて説明いたします。
- ④ 高齢者虐待防止のための措置
高齢者虐待防止の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待に関する下記の措置を講じます。
 - (1)虐待防止委員会の開催
 - (2)高齢者虐待防止のための指針の整備
 - (3)虐待防止研修の実施
 - (4)専任担当者の配置 虐待防止に関する担当者 福田 智子
 - (5)これら以外の項目については、高齢者虐待防止のための指針に基づく

- ⑤ 男女雇用均等法におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、次の措置を講ずる。
- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
 - (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
 - (3) その他、ハラスメント防止規定に準ずる

(4) 利用料金

- (1) 利用料 居宅介護支援費に対する料金は、別紙定める【契約書別紙】の通りです。
- (2) 交通費 前記2の(1)の地域にお住まいの方は無料です。
- (1) 解約料 文書で通知することで契約を解約することができ、一切料金はかかりません。
- (4) その他 料金が発生する場合、現金でお支払いください。

3. サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所お客さま相談・苦情担当
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当職員又は苦情担当者までお申し出下さい。
苦情担当者 管理者 福田 智子 電話 03-5682-0281
- ② 当事業所に直接相談しにくい場合
当法人第三者委員 館内に連絡先などを掲示しています。
- ③ その他
当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
 - ・ 基幹地域包括支援センター西部 電話 03-6807-2460
(〒121-0816 足立区江北5-14-5 すこやかプラザあだち3階)
 - ・ 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話 03-6238-0177
 - ・ 足立区介護保険課事業指導係 電話 03-3880-5111

4. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 東京蒼生会
本部所在地	東京都東村山市富士見町二丁目1番地3
電話	042-391-9246

定款の目的に定めた事業

1. 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホーム(養護老人ホーム万寿園 養護老人ホーム大森老人ホーム)の経営
- (ロ) 特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム第二万寿園 特別養護老人ホームさの)の経営
- (ハ) 軽費老人ホーム(軽費老人ホーム第三万寿園)の経営
- (ニ) 母子生活支援施設(ポルテあすなろ)の経営

2. 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業(寿デイサービスセンター 足立区さのデイサービスセンター 足立区日の出デイサービスセンター 足立区谷中デイサービスセンター)の経営
- (ロ) 老人短期入所事業(特別養護老人ホーム第二万寿園 特別養護老人ホームさの)の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業(寿ヘルパーステーション)の経営

3. 公益事業

- (イ) 指定居宅介護支援事業
 - ① 寿居宅介護支援事業所
 - ② さの指定居宅介護支援事業所
 - ③ 日の出指定居宅介護支援事業所
- (ロ) 地域包括支援センター
 - ① 東村山市西部地域包括支援センター
 - ② 足立区地域包括支援センターさの
 - ③ 足立区地域包括支援センター日の出
 - ④ 足立区地域包括支援センター千寿本町

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書、契約書別紙、および重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

さの指定居宅介護支援事業所

説明者氏名 _____ 印

契約締結日 令和 年 月 日

契約氏名

事業者

所在地 東京都足立区佐野二丁目30番12号

名称 さの指定居宅介護支援事業所 (東京都 第1372100899号)

代表者 滝沢 美登利 印

私は、契約書、契約書別紙、および重要事項説明書により、事業者から居宅介護支援について説明を受け了承しましたので、契約いたします。

なお、制度改定による金額の変更や、内容に変更が生じた場合には、変更点について書面をもって説明を受け、内容の変更に応じます。

また、居宅介護支援等のサービス調整のために、サービス担当者会議等において、個人情報保護法に基づき私および家族の個人情報を利用することに同意します。

利用者 住所 足立区

氏名 _____ 印

家族(代理人) 住所 _____

続柄 氏名 _____ 印